

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づき、年少射撃資格の認定を受けようとする者を受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月12日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

1 講習会受講対象者

年少射撃資格の認定を受けようとする者

2 講習会開催日時、場所及び受付期間

開催日時	開催場所	受付期間
令和元年8月8日（木） 午前10時から午後5時まで	静岡県警察本部10階会議室 （県庁別館内）	令和元年7月12日（金）から 令和元年7月25日（木）まで

3 講習内容

次の事項について講習を行う。

- (1) 空気銃の所持に関する法令
- (2) 空気銃の使用の方法

なお、この講習終了後に修了考査を実施し、合格者に年少射撃資格講習修了証明書を交付する。

4 受講手数料

手数料9,700円（公告日現在）を静岡県収入証紙により年少射撃資格講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）提出の際、納付すること。

5 申込方法

受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある受講申込書1通に所要事項を記入し、写真（申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付け、住所地を管轄する警察署に受付期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に申し込むこと。

6 受講時に持参する物

- (1) 筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- (2) 申込み時に受領した「空気銃・空気けん銃取扱読本（改訂版）」

7 その他

- (1) 年少射撃資格認定申請には、当該講習の講習修了証明書を必要とする。
- (2) 開催日の午前9時40分から受付を行うので、受講者は、県庁別館1階ロビーに集合すること。